（別紙２）

認定中小企業者が常時使用する従業員の数及び特別子会社について

１　認定中小企業者が常時使用する従業員の数について

常時使用する従業員の数		相続の開始の時 (a)+(b)+(c)-(d) 人
	厚生年金保険の被保険者の数	(a) 人
	厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である従業員の数	(b) 人
	厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c) 人
	役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d) 人

２　相続の開始の時以後における特別子会社について

区分			特定特別子会社に　該当 / 非該当
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額			円
総株主等議決権数			(a)　個
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(b)　個 (b)/(a)　%

様式第９

認定書

番　　号
年　　月　　日

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名　　殿

都道府県知事　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）の下記の規定による　　年　　月　　日付けの別添の認定の申請については、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第１項の認定をします。

記

申請の種別と認定をした者の氏名について

申請の種別	□施行規則第７条第１項の規定による申請（金融支援）	
	□施行規則第７条第２項の規定による申請（第一種特別贈与認定中小企業者）	□施行規則第７条第４項の規定による申請（第二種特別贈与認定中小企業者）
	□施行規則第７条第３項の規定による申請（第一種特別相続認定中小企業者）	□施行規則第７条第５項の規定による申請（第二種特別相続認定中小企業者）
	□施行規則第７条第６項の規定による申請（第一種特例贈与認定中小企業者）	□施行規則第７条第８項の規定による申請（第二種特例贈与認定中小企業者）
	□施行規則第７条第７項の規定による申請（第一種特例相続認定中小企業者）	□施行規則第７条第９項の規定による申請（第二種特例相続認定中小企業者）
認定をした　□贈与者　□被相続人　の氏名		
認定をした　□受贈者　□相続人　の氏名		

なお、認定の有効期限は、以下の期間を経過する日とします。

□認定を受けた日の翌日から１年	
□施行規則第６条第１項第７号又は同項第11号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日から５年	□施行規則第６条第１項第８号又は同項第12号の相続に係る相続税申告期限の翌日から５年
□施行規則第６条第１項第９号又は同項第13号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日から５年	□施行規則第６条第１項第10号又は同項第14号の相続に係る相続税申告期限の翌日から５年